

Title	既婚婦人労働問題
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.1 (1920. 1) ,p.16- 22
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200101-0016">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200101-0016</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 既婚婦人労働問題

阿 部 秀 助

第一回國際労働會議は其最終日即ち十一月二十九日を以て婦人労働問題上、極めて重要な人道的意義を有する之れが産前産後の使傭禁止に關する提案を可決せり、而して其規約の内容としては、同一家族のみによりて成立する企業以外の商工業は官私の如何を不問、總ての婦人労働者に對して分娩後六週間は其業務に就くを許さざると共に分娩前にありても醫師の證明書を附するに於ては六週間以内は其業務より離るゝ權利を有し、次ぎに以上の理由によりて、業務より離れたる婦人労働者は自己及自己の分娩せる嬰兒の健康維持に必要な手當を政府の規定通り支拂を受くること、但、其額は、専門家の決定に俟つと共に、産婦は更に醫師及産婆より充分なる保護を受くるに必要な補給金を要求する權利を有し、嬰兒の保育期に對しては如何なる場合と雖毎日就業時間中半時間宛二回、其業務より

離るゝことを得、尙ほ婦人労働者が分娩に關連して以上の規定より更に長時期に亘り休止する場合には、醫師の證明書の存する限り、休業中、傭主は同婦人に解雇の通告を與え、又は斯くの如き效力を發生せしむる如き行動に出づるを不法なりとなすにあり、而して斯くの如き資格を實現する婦人労働者の中には勿論、結婚の形式を有せざるもの少からざる可きも、然かも其多くが既婚者たる場合に於て、彼等の經濟的地位に就きて論究することは必ずしも徒事の業務にあらざる可し。

世に既婚婦人労働者の存在を可能ならしむる一般的原因は人類の永續的意義殊に結婚なるものが婦人の生理的缺陷を補充するに必要な過程たる點に存するも、然かも之れが直接的源因としては、經濟的條件を指摘せざるを得ず、而して既婚婦人労働者發生の經濟的源因を明かにする爲めには、勢ひ、企業者側と労働者側即ち雇主と被傭者との兩方面より、考察すること必要なり、先づ企業者即ち雇主の眼に映する既婚婦人労働者に就き見るに、是等企業家の多くは各自の工場内に既婚婦人を雇傭することを餘り歓迎せざる傾向あり、現に今を去る約二十年前、獨逸の工場監督官が「ヂュセルドルフ管轄區に就きて調査せし處によれば婦人労働者

を見し千五百七十五の工場中、三百十四は徹頭徹尾、既婚婦人を使役せざりしと共、に、三百二十五は調査の當時に於て是等婦人の労働を見ざりしものなりとす、斯くの如く企業家の多くが既婚婦人労働者を自己の工場内に入るゝことを悦ばざる主要なる理由は、主として彼等の一日間に於ける労働過程が不規律なる點にあり、即ち晝食の休憩時間を特に延長するの必要は勿論、其他就業時間内に於ても彼等は屢々自己の労働より遠ざかる場合少からず、斯くの如く既婚婦人は労働者として理想的の資格を有せざるに不拘然かも尙ほ之れが需要の存する所以は主として次に擧ぐるが如き理由に歸せざるを得ず、(一)未婚者または獨身の婦人のみにては其数が不充分なること、(二)出來得丈け低廉なる勞力を必要とすること、(三)彼等は時として羊毛または製紙の場合に見るが如く之れが品質或は製品の色合を判定する上に於て大なる熟練、非凡の能力を有することなりとす、更に労働者の立場より彼等の工場内に於ける労働を可能ならしむる動機としては、凡そ次に述ぶるが如き三大理由の存するものあり、即ち第一の理由としては寡婦または離婚の境遇にある婦人が一家の生計を維持する場合にして、かゝる際にありて婦人自から

が労働に従事することは一家の生活にとりて絶對的に必要なり、尙ほ以上の場合に關連せるものとしては其夫は離婚することなくして生存せるも、老朽または病氣の爲め、自己の職業より全部または一部遠ざかれる場合、更に其夫は生存せるも、或種の罪科を課せられし爲め入獄中なるか、或は軍務に服せるか、或は精神病其他の事故たて病院にある場合、尙ほ其夫が失業の爲め一時其職業より遠ざかれる場合等あり、更に第二の理由としては其夫は一定の職業を有するも、之れが毎日の勞銀が未だ以て一家族の生計を維持するに不充分なる場合、蓋其夫の勞銀が漸次高率となるに従つて、之れと反比例に其妻女にして工場内の労働に従事するものゝ減少することは明かに各國に於ける工場統計の吾人に示す處なりとす、更に第三の理由としては以上の場合と異なりて、家計上の壓迫よりも、寧ろ或種の悪習慣、例者夫たるものが、自己の個人的慾望即ち麥酒、其他の酒精または煙草の爲めに之れが獲得せる勞銀の大部分を浪費する結果、自から其補充策として既婚婦人の労働を見る場合なりとす、斯くの如き例證は今を去る約二十年前に於ける「ボムメルン」「ポーゼン」「ライプチヒ」「マイゼン」「ギーゼン」「ウールテンベルヒ」「ブレイメン」下部「エルザ

ス「ザクセン」の諸方面に對する工場監督官の報告の屢々吾人に示す處なりとす。  
以上述ぶるが如き理由によりて發生せし既婚婦人労働者に關する問題中、吾人にとりて注意す可き點は彼等の就業時間を特に制限する必要ありや、若、必要ありとせば、如何なる方法を以てす可きやの問題なりとす、蓋、彼等の多くが家庭の内外に於て二重の労働状態に存すること即ち工場内の業務は勿論、更に家庭の人として三時間乃至四時間も家政の爲めに費さざる可からざること、は彼等をして哲人「アイヒテ」の所謂夜は重荷の下に眠り、未だ其疲勞を充分に回復せざる中に再び其荷を脊負ふて前途を急ぐ「Lager」の如くならしめ、其結果、彼等の健康状態は著しく不良となり、殊に神經的過勞症に犯さるゝもの甚だ多し、現に獨逸の「バルメン」に於ける工場監督官が三千の未婚婦人労働者と五百五十八人の既婚婦人労働者との五年間に於ける疾病事項に就きて調査せし處によれば、既婚婦人労働者の疾病事故數は丁年に達せる未婚婦人労働者の場合に比して一割五分方多く、更に就床日數の點よりすれば前者は後者に比して約七割の多きに達せり、斯くの如く一家の柱石たる主婦の健康が不良なる状態に存することは自から一面に於ては之れが生

計費の主要なる要素たる勞銀の減少を來たすと共に、其家庭は著しく不整理となり、夫は夕暮家に歸るも終日業務の爲め疲れて、又た家事を顧みるの勇なく、妻は病床に子は餓に泣き、而して室内は到る處に塵埃を以て充たされ、食事を準備せんに、は竈に火なく、斯くて夫は家を外にして其生計費の幾部分を浪費するに於ては、茲に悲慘なる結果を齎らすに至る可し、況んや主婦の不健康状態は直ちに之れが子女の養育又たは監督上に著しき悪影響を與ふるものにして、大伯林の一つなる「チャロテンブルグ」方面の工場監督官の吾人に示す處によれば、此方面の工場に使役せらるる、既婚婦人労働者は殆んど其嬰兒に母乳を與ふるものなく、牛乳を以てする結果、之れが死亡率は他に比して多く、又た幼児に對する監督の不行届なることが時に恐る可き危害を彼等に加ふる一事は、曾つて獨逸の「ダンチヒ」方面に於て未だ就學時期に達せざる一兒童が家庭に於ける監督不充分なりし結果、瓦斯の害毒の爲めに窒息せしことあり、其他、就學時期に達せる兒童が監督不行届の爲めに幾多の不正行爲を營むとは今日、大都市に於て吾人の屢々認むる處なりとす、即ち以上の事實は既婚婦人労働者に對して彼等の就業時間を減少するとの絶對に必要

なるを示す所以にして、只だ之れが減少の程度に至りては自から企業家の利害得失を考慮の内に入れざるを得ず、何となれば斯くの如き時間の減少が企業家にとりて著しき損失を意味する場合に於ては彼等は既婚婦人労働者を各自の工場内より解雇するに至る可く、其結果、婦人労働者は家内工業に赴く可きも、然かも家内工業は工場工業に比して其勞銀低きを常とするを以て彼等の生活は之れが爲めに少からざる壓抑を被むるに至る可し、吾人は此の場合に於て企業家をして左迄多くの犠牲を拂はしめずして既婚婦人労働者を使役し得る方法として半休制度(Halbzeitsystem)の有効なることを主張せんとするものなり、即ち工場内に於て既婚婦人労働者が雇傭せらるゝ場合には普通一人の婦人労働者が従事す可き處に既婚婦人労働者二人を以てし、其一人を午前、他の一人を午後に一週交代に使役するに於ては自から是等の既婚婦人労働者は一面家庭に於ける監督の實を擧げ得ること以前の場合に比して遙かに大なると共に、其間家内工業に従事し得ることは自から家計上に於ける収入を増加し得る結果となるに至る可し、吾人は母性的地位と工場工業との間に深き矛盾の存することを認むるものなると共に、之れが矛盾を比較的少くする方法としては、彼等の工場内に於ける就業時間を減少せしむること絶對に必要なりと信ずるものなり。(完)

## 英國の「インダストリヤル、ユニオニズム」

堀江 歸一

千九百十九年版の労働年鑑に據て、英國職工組合の趨勢を窺うに、組合の数は近年次第に減少し一方に組合に屬する労働者の数は漸を以て増加する事實の歴然たるものあり。試に千八百九十九年と千九百十六年とを比較するに、前者に於ては組合の數一千三百十、所屬労働者の數百八十六萬九百十三、一組合所屬平均労働者の數一千四百二十人なりしに、後者に於ては、組合の數は一千百十五に減少したるに拘はず、組合員の數は四百三十九萬九千六百九十六人に増加し、隨て一組合所屬平均労働者の數亦三千九百四十五人に増加したり。職工組合をして備者に對して、労働條件の決定に充分の勢力を發揮せしむるには、各種の組合の上に、聯合會を設立し、聯合會統率の下に、所屬組合をして聯合的行動に出でしむるを一策と